

半田市教育委員会の権限に属する事務の補助執行について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の7の規定に基づき、半田市教育委員会の権限に属する事務の一部を市長の補助機関である職員に補助執行させることについて、次のとおり定める。

補助執行させる職員	補助執行させる事務
こども未来部の部長及び保育幼稚園課の職員	(1) 市立幼稚園の管理に関する事。
	(2) 市立幼稚園の財産の管理に関する事。
	(3) 市立幼稚園の職員の任免その他の人事に関する事。
	(4) 市立幼稚園の入園、転園及び退園に関する事。
	(5) 市立幼稚園の組織編制及び教育課程に関する事。
	(6) 市立幼稚園の一時預かり事業に関する事。
	(7) 市立幼稚園の教材等の取扱いに関する事。
	(8) 市立幼稚園の園舎その他の施設及び教具その他の設備の整備に関する事。
	(9) 市立幼稚園の職員の研修に関する事。
	(10) 市立幼稚園の職員及び幼児の保健、安全、厚生及び福利に関する事。
	(11) 市立幼稚園の環境衛生に関する事。
	(12) 市立幼稚園に係る調査及び指定統計その他統計に関する事。
	(13) 市立幼稚園に係る公印の管理に関する事。
実施日 令和8年4月1日	